

信州大学社会基盤研究所、学校法人軽井沢風越学園及び
軽井沢町との連携に関する覚書

この覚書の締結を証するため、本覚書3通を作成し、甲、乙及び丙署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 2 年 3 月 1 9 日

信州大学社会基盤研究所（以下「甲」という。）、学校法人軽井沢風越学園（以下「乙」という。）及び軽井沢町（以下「丙」という。）は、国立大学法人信州大学と学校法人軽井沢風越学園との連携に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙及び丙は、相互の連携のもと、地域の課題に適切に対応し、地域における教育の充実、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、それぞれの機関の有する知識、経験及び能力を活かし、資源を有効に活用することにより、教育の充実、人材育成等を推進する。

（連携推進会議）

第3条 前条に規定する内容の円滑な推進を図るため、必要に応じて連携推進会議を設置することができるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、本覚書に基づく活動において、相手方より知りえた秘密事項について、本覚書の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 この覚書は、締結の日から発効し、国立大学法人信州大学と学校法人軽井沢風越学園との連携に関する協定書の有効期間の満了と同時に終了するものとする。

（その他）

第6条 この覚書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの覚書に定めのない事項について必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

甲 信州大学社会基盤研究所

所長

丸橋昌太郎

乙 学校法人軽井沢風越学園

理事長

本城慎之介

丙 軽井沢町

町長

藤巻進